11　特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度について、特定引継資産及び特定引継資産に該当することとされる移転資産から支配関係発生日の属する事業年度開始の日以後に有することとなった資産を除外するとともに、特定引継資産及び特定引継資産に該当することとされる移転資産から除外されるその価額がその帳簿価額を下回っていない資産等の判定時点を同日とすることとした。（法人税法施行令第一二三条の八関係）

12　仮決算の中間申告による所得税額の還付制度について、その還付の限度となる災害損失金額の範囲等を定めることとした。（法人税法施行令第一四〇条の三、第一五〇条の二、第一五一条、第一五二条、第一五五条の二六の二、第一五五条の四四、第一五五条の四七、第一五五条の四八、第二〇二条及び第二〇四条関係）

13　災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付制度について、その対象となる災害損失の額の範囲等を定めることとした。（法人税法施行令第一五四条の三、第一五五条の一二の二、第一五五条の四六、第一五六条及び第二〇六条関係）

14　内国法人の特殊関係株主等である外国法人が行うその内国法人の株式等の譲渡による所得について、その内国法人の行った株式分配により完全子法人の株式その他の資産の交付を受けた場合の譲渡事業年度における課税要件の整備を行うこととした。（法人税法施行令第一七八条関係）

二　法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四二年政令第一〇六号）の一部改正関係

契約者配当に関する経過規定について、所要の整備を行うこととした。（法人税法施行令の一部を改正する政令附則第五条関係）

三　法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二一年政令第一〇五号）の一部改正関係

棚卸資産の評価の方法等に関する経過措置について、所要の規定の整備を行うこととした。（法人税法施行令の一部を改正する政令附則第六条関係）

四　法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二六年政令第一三八号）の一部改正関係

恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算に関する経過措置について、所要の規定の整備を行うこととした。（法人税法施行令の一部を改正する政令附則第九条の二関係）

五　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇地方法人税法施行令等の一部を改正する政令（政令第一〇七号）（財務省）

一　地方法人税法施行令の一部改正関係

欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の地方法人税の還付金に係る連結法人の個別帰属額の計算等について、所要の整備を行うこととした。（地方法人税法施行令第四条、第八条及び附則第二条関係）

二　地方法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二八年政令第一四七号）の一部改正関係

欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の地方法人税の還付に関する経過措置について、所要の整備を行うこととした。（地方法人税法施行令の一部を改正する政令附則第三条関係）

三　施行期日

この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇相続税法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇八号）（財務省）

1　年の中途において課税財産の範囲が異なることとなった場合における贈与税の課税価格に算入する財産を定めることとした。（第四条の四の二関係）

2　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇消費税法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇九号）（財務省）

1　資金決済に関する法律に規定する仮想通貨の譲渡について、消費税を非課税とするとともに、課税売上割合の計算上、資産の譲渡等に含まないものとすることとした。（第九条、第四八条関係）

2　事業者（平成二九年六月三〇日の属する課税期間において免税事業者である事業者を除く。）が、同日に一〇〇万円（税抜き）以上の仮想通貨（国内において譲り受けたものに限る。）を保有する場合において、同日に保有する仮想通貨の全部又は一部の種類について、その種類ごとの保有数量が平成二九年六月一日から同月三〇日までの間の各日の当該種類ごとの平均の保有数量に対して増加したときは、その増加した種類のその増加した部分の課税仕入れに係る消費税につき、仕入税額控除制度の適用を認めないこととする経過措置を設けるほか、所要の経過措置を設けることとした。（附則第二条～第一五条関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、平成二九年七月一日から施行することとした。

◇酒税法施行令等の一部を改正する政令（政令第一一〇号）（財務省）

一　酒税法施行令の一部改正関係

1　ビールの原料に果実又はコリアンダーその他の一定の香味料を加えることとした。（酒税法施行令第六条関係）

2　発泡酒に分類されるビールに類似する酒類の苦味価及び色度の値を定めることとした。（酒税法施行令第七条の二関係）

3　委託を受けて製造した酒類で容器詰めのために他の酒類製造者の製造場又は蔵置場へ移出するものを未納税移出の対象に加えることとした。（酒税法施行令第三二条関係）

二　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部改正関係

被災酒類に係る酒税相当額の還付制度に係る特例の対象地域の範囲及び対象酒類から除かれるものの範囲を定めることとした。（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第一五条の二関係）

三　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令の一部改正関係

麦芽比率に応じた発泡酒の税率区分の廃止に伴い発泡酒の容器等への税率の適用区分の表示義務を廃止することとした。（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令第八条の三関係）

四　沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正関係

1　沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置の適用期限を二年延長することとした。（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第七二条関係）

2　酒税に係る差額課税の申告に係る特例の適用対象者の範囲を定めるほか、所要の措置を講ずることとした。（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第八七条関係）

五　この政令は、一部の規定を除き、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇電源開発促進税法施行令の一部を改正する政令（政令第一一一号）（財務省）

1　電源開発促進税法施行令第五条第二項の納税地の異動に係る届出について異動後の納税地の所轄税務署長への届出を要しないこととした。（第五条関係）

2　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇国税通則法施行令の一部を改正する政令（政令第一一二号）（財務省）

1　災害等に係る期限延長制度について、国税庁長官は、災害その他やむを得ない理由により、申告等をすべき者であって期限までにこれらの行為のうち特定の税目に係る特定の行為をすることができないと認める者が多数に上ると認める場合には、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長することとした。（第三条関係）

2　臨検等及び鑑定に係る許可状の請求書について、書面で行うこととするとともに、その記載事項を定めることとした。（第四五条及び第五〇条関係）

3　領置物件等について、還付ができない場合に公告を行う事項を定めることとした。（第四九条関係）

4　申告納税方式による間接国税に関する犯則事件に係る罪を定めることとした。（第五三条関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、平成二九年四月一日から施行することとした。